

広島県告示第七百九十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第八項の規定によつて、昭和四十二年広島県告示第二百六十二号で指定した次の鳥獣保護区は、平成二十四年十月三十一日指定を解除する。

平成二十四年十月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

福成寺鳥獣保護区